

須磨区スポーツ活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須磨区民の健康増進、須磨区内（以下、「区内」という。）の子どもの健全育成、須磨区の地域活性化に寄与するため、区内に活動拠点があり、主に区内で活動している団体が主催する大会等（以下、「大会等」という。）の実施に対し、必要な経費の一部を活動補助金（以下、「補助金」という。）として支援することを目的とする。

2 補助金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会等 参加者が一定の規則に従い、運動能力、技能などを競うものをいう。
試合形式であること。公式、非公式は問わない。練習のみの場合は大会等に含まない。
- (2) 子ども 18歳以下の者をいう。

(補助対象となる団体)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる要件を充たす団体で、須磨区長（以下、「区長」という。）が特に必要と認めたものとする。

- (1) 区内に拠点があり、市区内で活動していること。
- (2) 会の目的、活動内容等を示した会則等を有していること。
- (3) 代表者、及び副代表者等の代表機関を有していること。
- (4) 会計報告を行っていること。
- (5) 営利を目的とせず、且つ営利的活動を行っていないこと。
- (6) 市区内で広く区民に開かれた継続的な大会等の開催実績を有する団体で、申請時において、過去の活動実績が相当のものであることを確認できること。ただし、区長が特に適当と認める場合はそれに限らない。
- (7) 団体の構成員に暴力団その他反社会的活動を目的とした団体等に所属する者又はその関係者等がないこと。

(補助金の種類と申請)

第4条 この要綱により定める補助金は、子どもを対象に行う大会等への補助金（以下、「子ども大会補助金」という。）とその他一般大会等への補助金（以下、「一般大会補助金」という。）の2種類とする。

2 前項の補助金申請は、当該年度内において同一団体につき、1 回限りとし、子ども大会補助金と一般大会補助金は重複して申請はできないこととする。

(審査基準)

第5条 区長は、団体が提出した補助金の交付申請書に基づき、子どもの健全育成及び地域活性化の観点から大会等の規模、区民の参加割合、子どもの参加割合、参加者数等を基準として総合的に審査し、予算の範囲内で補助金交付団体を決定する。

(対象経費)

第6条 補助事業等の対象となる経費は、当該年度内に実施する大会等に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大会施設使用料：施設使用料、冷暖房経費、資材借用経費など。
- (2) 大会資材購入費：大会に係る資材費。購入時期は当該年度4月1日から大会終了日まで。
- (3) その他経費：外部の講師経費・大会ボランティア経費、機材の整備費、洗濯代、会議に係る会議室代、大会の運営に係る飲料費など。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、以下のとおりとする。

補助金の種類	補助金の額
子ども大会補助金	年間 100,000 円を上限に区長が決定する。
一般大会補助金	年間 50,000 円を上限に区長が決定する。

(補助対象外経費)

第8条 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

- (1) 領収書がない等使途が不明な経費。
- (2) 国、県、市から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費。
- (3) 団体構成員の人件費及び報酬等、飲食を主たる目的とする会合にかかる経費。
- (4) その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金および寄附等（団体が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く）。

(補助対象となる活動の期間)

第9条 補助対象となる大会は、当該年度の4月1日から3月31日の間に開催されたものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする団体は、指定の申請期間内に、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象となる活動期間内に実施を予定している大会の活動計画書

- (3) 補助対象となる活動期間内に実施を予定している大会の収支予算書
- (4) 団体の会則等、会員名簿、直近年度の収支決算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 11 条 区長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該補助金の交付を申請した団体に通知する。

2 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該補助金の交付申請団体に通知する。

(補助金の概算払い)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた団体（以下、「補助団体」という。）は補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業の完了前に概算払いを受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第 4 号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を交付決定団体に支払うものとする。

(事情の変更)

第 13 条 区長は、交付決定後に天災地変や感染症等流行、その他特別の事情による補助対象活動の中止が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

2 前項の場合においても、施設キャンセル料や大会準備に要する資材購入等については補助対象とすることができる。

(報告書の提出)

第 14 条 補助団体は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 5 号）
- (2) 補助対象となる活動期間内に実施した大会の活動報告書
- (3) 補助対象となる活動期間内に実施した大会の収支決算書
- (4) 補助金を活用した経費についての領収書の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 報告により補助金を精算し、残金が生じる場合は、補助団体はこれを区長に返還しなければならない。

(是正のための措置)

第 15 条 区長は、補助団体の活動が適切に遂行されていないと認めるときは、補助団体に対し、当該補助団体の活動を適切に遂行することを求めることができる。

(補助額の確定)

第 16 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第 6 号)を第 14 条に規定する事業報告書を受領後、30 日以内に補助団体に通知するものとする。

2 区長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 7 号)により補助団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補 則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。